



学校図書館

学校図書館に 図書整理員の 配置を

（まちを住みよくなる会）

三宅 盾子

問 学校図書館に司書が置かれ、安心して子どもたちに図書館を開放し、本に親しんでもらい読書環境の充実を図るべきと考える。司書を配置している学校も県内にあるが不可能であれば、当面は図書整理員の配置を望むものである。既に本市の一部の学校でボランティア対応がなされている学校もあるが、より明確に図書整理員の役目を定め、整理整頓だけでなく図書登録や読書相談、読書指導も行う役割を位置づけ、図書整理員を配置できないか。

答 学校図書館法により、12

学級以上の学校には司書教諭を置くことになっており、本市では12学級以下の学校も含め15校に司書教諭が置かれている。最近では図書ボランティアとして協力してくださる保護者や地域の方々が増えてきていることから、さらに人的環境を整えていきたい。そのためには図書ボランティアを学校応援団の組織に位置づけ、年間を通して運営に関われる体制を確立することで、ご提案の図書整理員としての機能が発揮できるものと考えている。

福祉

災害時要支援者の マニュアルは

大河原 梅夫
（公明党）

問 本市では平成19年4月より「災害時非難行動要支援者登録制度」が始まり、災害発生時に自力で避難することのできない高齢者や障がい者がこの制度を活用して支援が受けられるようになってい

地域、行政との連携がスムーズに行われているかにあると思われる。

これまでの制度登録者数は。また、高齢者等に今後どのように周知していくのか。

答 制度開始当初は本人からの申請による登録制度としていたが、平成21年度から民生・児童委員の要支援者宅への訪問などにより登録同意を確認する同意方式を加え登録者の確保を進めてきた。また、平成21年度から22年度にかけて「日常生活に関するアンケート調査」を行い制度の周知を図った結果、本年2月末現在で1677人が登録されている。今後とも、緊急時の安心、安全対策のうえからも、同意を得た登録者の増加に努めていきたい。

交通安全

通学通園路の 安全対策について

松本 安夫
（黎明21）

問 交通安全対策基本法では通学通園中の交通事故を防止するため、学校及び教育委員会は通学通園路を定期的点検し、警察、道路管理者等に

交通安全施設の整備やスクールゾーンの設定など学校周辺の交通規制を働きかけるとしている。現在、通学通園児の安全対策はどのように行われているのか。また、学校周辺のスクールゾーンはどのような目的で設定されているのか。

答 各学校では通学路の点検を行い、年度初めに通学路図を教育委員会へ提出している。学校及び教育委員会は通学時に現場へ足を運び状況把握に努めている。改善が必要と考えられる箇所については、学校や関係各課の連携のもと改善を行い児童生徒の安全確保を図っている。

また、スクールゾーンは交通事故防止を目的に、通学路や通園路の中から特に注意の必要な区間が指定されている。交通規制を有する指定は警察署、道路管理者及び公安委員会が通行実態や道路構造をはじめ、地域の意見など総合的に判断して実施している。

学校教育

学校教育に必要な 連携を

吉田 幸一
（新政策研究会）

問 学習指導要領では、基礎学力の習得とともに、思考力、判断力、表現力等、社会において必要な能力を育成することを目指している。これを前進させるためには、子どもたちを学校に任せるだけではなく、学校が家庭や地域など子どもたちを取り巻く人々と強い絆で繋がりを深めていくことが大変重要であると思われる。

「地域の宝」である子どもたちの「健全育成」の推進に際し、地域連携の必要性をどのように考えているのか。

答 地域連携を図るため市内全小中学校で学校応援団が組織され、地域の理解と協力のう えに、学校と地域が連携した活動が行なわれている。これまでは学習支援、見守り活動、環境整備に尽力いただき学校を補う活動が中心となっていたが、これからは児童生徒が地域に触れ体験活動により身につくものもあると考える。地域でのボランティア活動や祭り、文化活動など既に取り組まれている事例があることから、校長会や教頭会で紹介するなど、今後も積極的に各校で特色ある学校づくりを推進したい。